








空調設備保守点検

玖珠駐屯地業務隊

工事件名	空調設備保守点検						
図面名称	表紙			作成年月日		令和7年3月13日	
業務隊長	管理科長	営繕班長	ボイラー係長 作成	施設管理主任	管財主任	工事企画係	
							

仕 様 書

1 件 名：空調設備保守点検

2 場 所：大分県玖珠郡玖珠町帆足2494 陸上自衛隊玖珠駐屯地

3 期 間

(1) 冷房イン点検：契約締結日～令和7年5月23日（金）

責任保証期間：点検完了日～令和7年10月10日（金）（予定）

(2) 暖房イン点検：冷房期間終了後～令和7年10月31日（金）

責任保証期間：点検完了日～令和8年3月31日（火）

4 点検機器 ※別紙「点検機器一覧表」参照

5 一般事項

- (1) 図面及び本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(以下、共通仕様書という)」及び関係法令諸規則に基づき実施する。
- (2) 請負者は作業の実施に先立ち、監督官と協議のうえ[作業計画書(本作業の具体的な計画を定めたもの)工程・要領・計画図等]を作成、監督官の承諾を受けるものとする。
- (3) 本仕様書及び図面に記載無き事項で、疑義が生じた場合は監督官と調整し、その指示に従い実施すること。
- (4) 請負者は、作業の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・中・後、隠蔽部分、使用材料及び監督官の指示箇所とする。また写真は、作業完了後速やかに現像し、A4判アルバム(プリント可)に整理のうえ1部提出すること。
- (5) 作業実施中において、管理施設及び人員に損傷・損害を与えた場合は速やかに監督官に報告するとともに、請負者の責任において補償及び復旧すること。
- (6) 作業実施に際し、仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施すること。
- (7) 作業実施に際し、請負者は作業条件を作業関係者に十分把握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。
- (8) 本作業の実地にあたり、駐屯地の電気、給水は使用しないものとし必要な場合は発電機、水タンク等準備すること。
- (9) 駐屯地の出入門時間は、08時30分～17時00分とする。ただし、夜間作業実施時等の場合でこれを超える時間については監督官と協議するものとする。
- (10) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。

6 特記事項(保守点検項目)

(1) チリングユニット

共通仕様書【表4.3.1】による。

(2) 吸収式冷温水機

共通仕様書【表4.3.5】による。

(3) 冷却塔

共通仕様書【表4.3.9】による。

(4) エアハンドリングユニット

共通仕様書【表4.4.4】による。

(5) ポンプ類

共通仕様書【表4.4.7】による。

7 特記事項（その他）

- (1) 契約期間内に保守点検対象機器に異常が生じた場合は、速やかに原因を追及し、処置方法を監督官に報告する。その際、材料の交換等が必要な修理の場合は見積書を提出するものとし点検、診断及びメーカーの呼出等は本契約の請負金額に含まれるものとする。
- (2) 保守点検に際し、汚れ、目詰まり、油量不足、変形、破損及びベルトの緩み部分等軽微なものについては、消耗部品及び材料（Vベルト、パッキン、潤滑油、ランプ、ヒューズ、ウエス等）を使用し、清掃、洗浄、補充及び補修等の適切な処置を行うものとする。その他消耗部品及び材料では出来ない修理及び交換等の必要な箇所がある場合は、監督官と協議すること。
- (3) 絶縁抵抗（1MΩ以上正常）、電動変圧（定格電圧の±10%以内正常）、電流（定格電流値以下正常）及び温度、圧力を測定し、測定結果に異常が見られた場合は、すみやかに監督官に報告し、その指示により処置を行うこと。
- (4) 冷温水ポンプ等、ポンプ類の消耗品取替については、監督官の指示する時期に取替を実施すること。
- (5) 各種報告書は点検終了後7日以内に監督官に提出する。
- (6) 点検完了後、各部屋の吹き出し温度測定を実施し、報告書と共に提出すること。
- (7) 各建物の冷房イン点検及び暖房イン点検の際には、運転切替を受注者において実施するものとする。
- (8) なお、設定温度については、監督官と協議のうえ決定するものとする。
- (9) 吸収式冷温水機の保守点検においては、メーカー専用計測機器を使用し、メーカー機械整備担当者を実施させること。

8 提出書類

(1) 種類・部数

ア 工程表	1部（契約後早急に）
イ 現場代理人等指名・変更通知書	1部（契約後早急に）
ウ 打合簿、日誌	1部（その都度）
エ 材料検査簿	1部（材料搬入時）※必要時のみ
オ 使用材料承認願及び承認図等	1部（必要時のみ）
カ 作業写真	1部（完了後7日以内）
キ 契約金額内訳明細書	1部（契約後早急に）
ク 保守点検結果報告書	1部（点検終了後7日以内）
ケ 修理費見積書	1部（すみやかに）※必要時のみ
コ その他指示された書類（その都度）	

(2) 提出方法

提出書類一式を綴じる事が可能なファイル等と共に提出すること。

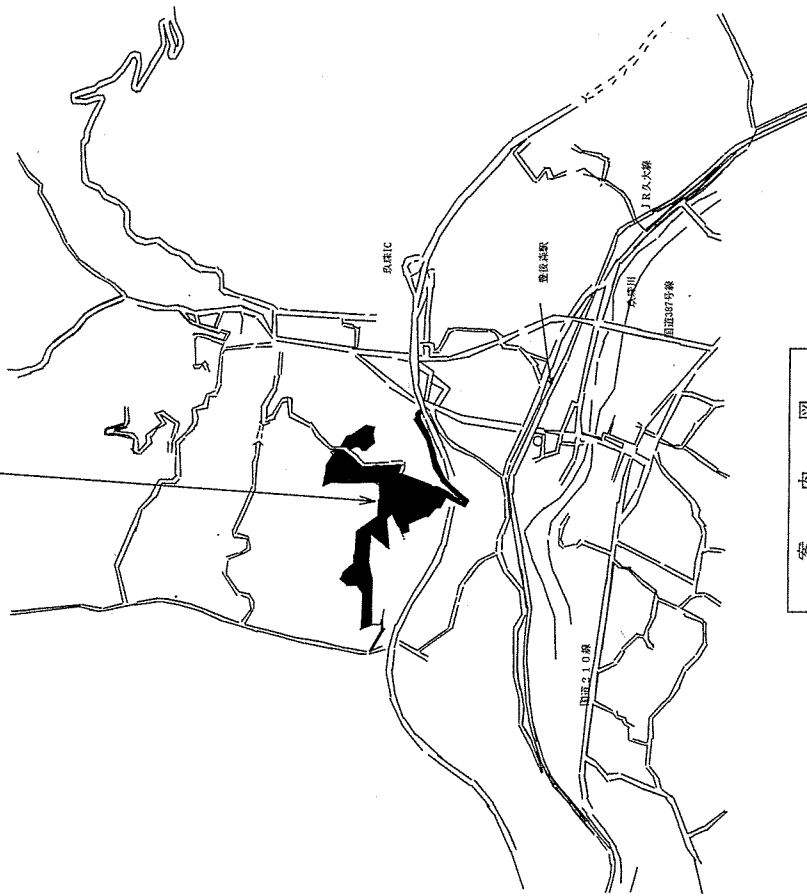
9 完了検査

冷房イン点検及び暖房イン点検の各責任保証期間終了後（報告書類等の提出を含む）、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。

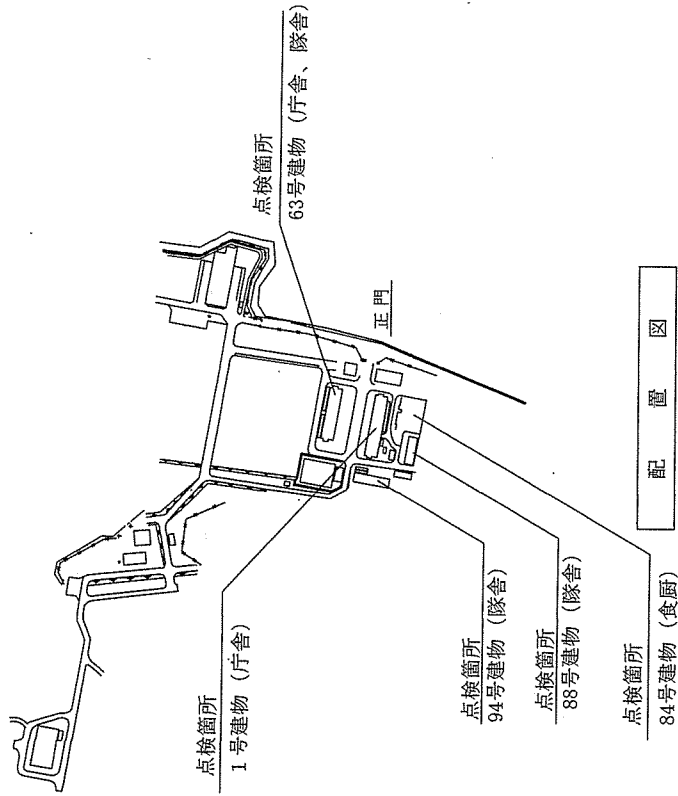
点検機器一覧表

建物番号	機器名	規格	数量	点検時期	備考
1号建物	吸収式冷温水機	矢崎エナジーシステム(株)	1台	冷暖切り替え時	
	冷却塔	空研工業	1台	シーズンイン・オフ	
	冷温水ポンプ	テラル	2台	冷暖切り替え時	
	冷温水ポンプ	テラル	1台	シーズンイン・オフ	
	エアハンドリングユニット	日立空調システム	1台	冷暖切り替え時	
	エアハンドリングユニット	日立空調システム	1台	冷暖切り替え時	1F機械室設置 2F機械室設置
63号建物	チリングユニット	日立	1台	シーズンイン・オフ	
	冷温水ポンプ	荏原	2台	冷暖切り替え時	
	冷却水ポンプ	荏原	1台	シーズンイン・オフ	
	冷却塔	日立冷熱	1台	シーズンイン・オフ	
	チリングユニット	ダイキン	1台	シーズンイン・オフ	
	冷温水ポンプ	川本製作所	2台	冷暖切り替え時	
88号建物	冷温水ポンプ	川本製作所	1台	シーズンイン・オフ	
	冷却水ポンプ	荏原冷熱システム	1台	シーズンイン・オフ	
	冷却塔	ダイキン	1台	シーズンイン・オフ	
	チリングユニット	荏原	1台	シーズンイン・オフ	
	冷温水ポンプ	荏原	2台	冷暖切り替え時	
	冷却水ポンプ	荏原	1台	シーズンイン・オフ	
94号建物	冷却塔	三菱ケミカルインフラテック	1台	シーズンイン・オフ	
	吸収式冷温水機	日本サーモエナジー	1台	冷暖切り替え時	
	冷却塔	日立冷熱	1台	シーズンイン・オフ	
	冷温水ポンプ	テラル	2台	冷暖切り替え時	
	冷却水ポンプ	テラル	1台	シーズンイン・オフ	
	エアハンドリングユニット	昭和鉄工	1台	冷暖切り替え時	
84号建物	エアハンドリングユニット	昭和鉄工	1台	冷暖切り替え時	
	吸収式冷温水機	三菱ケミカルインフラテック	1台	シーズンイン・オフ	
	冷却塔	日立冷熱	1台	冷暖切り替え時	
	冷温水ポンプ	テラル	2台	冷暖切り替え時	
	冷却水ポンプ	テラル	1台	シーズンイン・オフ	
	エアハンドリングユニット	昭和鉄工	1台	冷暖切り替え時	

陸上自衛隊玖珠駐屯地



案内図



配置図

件名	空調機保守点検				
図面名称	案内図・配置図				
縮尺	-	図面番号	5 / 5	作成年月日	令和7年 3月11日
陸上自衛隊 玖珠駐屯地業務隊 管理科					